

## 規制シート(様式)

190198600420001

2016年12月1日

規制の名称	積立金の指定法人への積立て及び一定期間内の工事費への支出	所管府省	国土交通省
根拠法令等	特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和61年法律第42号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	鉄道局都市鉄道政策課長 岡野まさ子
規制目的	大量の住宅地の円滑な供給と新たな鉄道の着実な整備を図り、大都市地域における住民の生活の向上と当該地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	輸送力増強工事を行う鉄道事業者が、国土交通大臣の認定を受けて、工事費用の一部を運賃の上乗せにより充当する場合は、「特定都市鉄道整備積立金」として国土交通大臣が指定する法人に積み立てを行い、当該積立金を一定期間内(積み立てた事業年度から2年以内)に工事費の支出に充てなければならない。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	積立金は、利用者から言わば前借りした形の極めて公共性の高い資金であることから、当該資金を社内に留保し、自由な資金運用に委ねることは不適切であることから、第三者に社外積立を行わせることが必要である、また、工事の促進のためには、当該積立金を長期間指定法人に滞留することを防ぎ、工事費に速やかに充当させることが必要である。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		